

(別紙)

答申番号：答申第 14 号（諮問第 15 号）

答 申 書

第 1 審査会の結論

沖縄市長（以下「実施機関」という。）が、本件公文書公開請求に対し、部分公開決定した処分は妥当である。

第 2 審査請求の経緯

1 公文書公開請求

令和 5 年 11 月 22 日、審査請求人は沖縄市情報公開条例（平成 13 年沖縄市条例第 18 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関に対し公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

（仮称）沖縄市火葬場整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要項内の提案限度額の根拠となった関連資料の全部

3 特定した対象公文書

実施機関は、本件請求に係る対象公文書として、以下の文書を特定した。

- (1) 基本計画策定にかかる見積書の提出について（依頼）
- (2) 見積書（1 社目）
- (3) 見積書（2 社目）
- (4) 見積書（3 社目）
- (5) 見積書（4 社目）

(6) 見積書 (5 社目)

(7) (仮称) 沖縄市火葬場整備基本計画策定業務に係る見積徴取結果について (報告)

4 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書が条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定する法人の特定に繋がる情報が含まれており、公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えるおそれがあること、条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する公開することにより特定の個人が識別され、当該個人に著しい不利益を与えるおそれがあることを理由に、公文書部分公開決定（令和 5 年 11 月 30 日付け、沖市環第 1130004 号。以下「本件処分」という。）を行った。

5 審査請求

令和 5 年 12 月 15 日、審査請求人は本件処分を不服として条例第 11 条第 1 項の規定により審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

法人名を公開することにより、当該法人に著しい不利益を与えることはない（不正を行っていないければ）

2 審査請求の主な理由（要約）

(1) 沖市環第 1129008 号【裁決書 3 特定した対象公文書 ⑧令和 4 年度予算要求根拠資料 12 節委託料】の中にある火葬場整備事業基本計画策定業務の民間事業者 3 社の御見積書と、沖市環第 1130004 号【(仮称) 沖縄市火葬場整備基本計画策定業務公募型プロポーザル実施要項内の提案限度額の根拠となった関連資料の全部】の中にある、(仮称) 沖縄市火葬場整備基本計画策定業務、事業者 5 社の見積書で公文書の公開の仕方が全く異なっている。なぜ同じ火葬場整備基本計画策定にかかる見積書で 3 社の場

合と 5 社の場合とで大きく違いがあるのか。3 社の見積書は 3 社の法人名、代表や所長の個人名が特定できるような公文書の公開がされているのに対し、5 社の見積書は法人名と個人名が完全な形で黒塗りされている状態である。同じような火葬場整備に関する基本計画策定業務の見積書が、どのような基準で法人及び個人名の公開を決定しているのか又は黒塗りで隠すのかを知りたい。

- (2) 環境課からは、見積書の公開範囲は基本的に法人の財産を守るため生産活動部分を隠す事になっている為、3 社の見積りは積算根拠を隠して法人名等は隠しておらず、その逆で 5 社の見積りは市が提案限度額を発注条件として公表しているので積算根拠について説明責任があるので数字の部分は隠さず法人名等は隠したと説明を受けた。また、見積書の情報公開の公表の仕方で原則はあるがケースバイケースで担当課の判断することがあると説明を受けた。更に期間の経過により新火葬場が完成したあとは 5 社の見積書の黒塗り部分である法人名を開示することになるのかという質問に対し、今後も絶対に開示されることは無いと説明を受けた。

3 社の見積書

予算要求額

平均¥24,860,000

単価非公表・法人名公表

契約時期 令和 4 年 8 月

契約期間

令和 4 年 9 月～令和 5 年 3 月

5 社の見積書

提案限度額

¥18,700,000

単価公表・法人名非公開

契約時期 令和 5 年 5 月 22 日

契約期間

令和 5 年 5 月 23 日～令和 6 年 2 月 16 日

- (3) 本件審査請求は、単に 5 社の見積書のみの一部非公開に対して提案限度額の積算根拠の説明責任などの説明を求めて不服を申し立てているの

ではなく、同じ処分で公開された見積書である両方を見比べた際に、なぜ違いがあるのかの説明を求めている。そのような理由から本件審査請求に至った理由と経緯を理解して頂かなければ、公平公正な審査はできないと考えている。3社の見積書と5社の見積書は、沖縄市情報公開条例6条第1項3号、6条1項2号、に該当され、同じ条例・条文に基づき処分されているので、3社の見積りと5社の見積りで差があることは極めて不自然である。情報公開の開示方法は情報公開条例の条文により統一されているのではないのか。私たち市民は情報公開のされ方は統一されているものと思っている。

- (4) 環境課や情報公開担当による公表の仕方はケースバイケースで担当課の判断で行える事もあるといった説明は、情報公開制度の解釈を乱用し信用と公平性に著しく逆行できうる事もあるといった主張であり全く理解ができない。また沖縄市情報公開条例6条3項に「実施期間は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により当該公文書を非公開とする理由がなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。」とあるが、環境課は、5社の見積書の非公開部分（5社の法人名等）に関しては、これから新火葬場が完成したあとでも今後の公開、いわゆるオープンになることは絶対に無い、と明言した件に関しては、一担当者が何年も先の公開に関する事を現在の時点で明言できる事にも疑念を感じる。

第4 実施機関の主張要旨

1 弁明書の要旨

(1) 見積書について

本件公募型プロポーザルにおける提案限度額は、適用可能な公共の積算歩掛がないため、民間事業者5社より見積を徴取し、算出したものである。

当該見積書には、次の情報が記載されており、いずれも条例第6条第1項第3号に規定する法人に関する情報に該当する。

ア 法人の特定に関する情報

法人名、住所、商号、代表名、連絡先等、印影等（※見積書によって記載は異なる）

イ 見積額に関する情報

項目（種別）、規格・仕様、単価・人工（歩掛）等（※見積書によって記載は異なる）

このうち、単価及び人工（歩掛）については、当該法人のこれまでの様々な活動により得た知識や考えに基づき算出されたものである。特に「歩掛」は、ひとつの作業に係る手間を数値化したものであり、当該法人独自の営業・販売活動、競争上の利益等に関する重要な情報にあたるものとする。

これらは、当該法人における営業・販売活動上の基盤となる情報であり、営業秘密にあたるものとして、その後の営業・販売活動にも活かされ、当該法人の活動利益を左右するものと考えられる。

更に、これらの情報が公開された場合、当該法人の契約の交渉による優位性を失わせ、事業活動に支障を生じさせるおそれがあると考えられる。

よって、当該見積書の全部を公開した場合、当該法人における事業活動上の利益に関する情報が明らかとなり、今後の事業活動に著しい不利益を与えるおそれがあるため、公開の諾否を検討するにあたっては、当該法人の利益を侵害しないようにしなければならない。

一方、本件公募型プロポーザルにおける提案限度額は、当該プロポーザルで応募する企業側が提案できる上限額を過大な価格による契約を防ぐことを目的に発注者である市側が設定するものであり、一般競争入札や指名競争入札等における予定価格と同じ性質を持つ金額であると解され、市は提案限度額の積算根拠について説明責任を果たす必要がある。

以上のことから、本件処分においては、市の説明責任を果たす観点から「見積額に関する情報」については公開することとし、特定の法人における事業活動に関する情報として特定されることがないように、「法人の特定に関する情報」を非公開とすることにより、当該法人における事業活動上の利益を保護したものである。

(2) 見積依頼書について

「基本計画策定にかかる見積書の提出について（依頼）」については、見積書の作成を依頼した文書であるが、このうち「法人の特定に関する情報」を公開した場合、本件見積書を作成した法人の特定が容易となるため、前記(1)と同様の理由で「法人の特定に関する情報」を非公開としたものである。

(3) 見積徴取結果（報告）について

「（仮称）沖縄市火葬場整備基本計画策定業務に係る見積徴取結果について（報告）」については、5社から徴取した見積書を比較し、提案上限額を決定した文書であるが、このうち「法人の特定に関する情報」を公開した場合、本件見積書を作成した法人の特定が容易となるため、前記(1)と同様の理由で「法人の特定に関する情報」を非公開としたものである。

2 口頭説明の要旨

本市で初めての公営火葬場の計画であり、限られた提案限度額の中で企画・提案内容を重視し、最適な事業者を選定する「公募型プロポーザル」を選定した。その中で、提案限度額の総額になるまでの過程については公平・公正を証明するために説明責任を果たすことが必要であると考え、予算要求時の3社の見積書とプロポーザル実施時の5社の見積書の非公開部分が異なっている。

3社の見積書と5社の見積書は徴取した目的が異なっており、3社の見積書は予算要求の額を決定するために徴取したものであるのに対し、5社の見積書は公募型プロポーザル実施時の提案限度額を決定するために徴取したもの

である。

また、5 社の見積書の公開範囲について、公平・公正を証明するために提案限度額の内訳を説明する事が公益上必要であると判断し、条例第 6 条第 1 項第 3 号ただし書ウに基づき、5 社の見積書の単価及び人工（歩掛）等の見積額に関する情報を公開した。

一方、法人名を公開すると当該法人に不利益を与えることになるため、条例第 6 条第 1 項第 3 号に基づき、法人名を非公開とした。

時限公開が不可能と判断した理由として、法人の事業活動上の利益を保護するためであることから、法人が存続する間は公開できないと考えており、非公開の期限を予測できないことから現時点で時限公開の判断は難しいためである。

以上のことから、本件公文書の部分公開決定は妥当であるため審査請求の棄却を求める。

第 5 調査審議の経過

- 1 令和 6 年 2 月 22 日 審査庁から諮問書を収受
- 2 令和 6 年 7 月 5 日 調査審議（概要説明、事件整理、審査庁及び処分庁による口頭説明）
- 3 令和 6 年 7 月 31 日 調査審議（審査請求人による口頭意見陳述、答申案の方向性の確認）
- 4 令和 6 年 9 月 10 日 調査審議（答申案の検討）

第 6 審査会の判断

- 1 はじめに

本件請求においては、審査請求人より、「（仮称）沖縄市火葬場整備基本計

画策定業務公募型プロポーザル実施要項内の提案限度額の根拠となった関連資料の全部」に対する公開請求がなされた。これに対し、実施機関は、公募型プロポーザルにおける提案限度額の算出根拠とした 5 社についての、見積書、見積依頼書、見積徴取結果報告を対象公文書として特定し、本件処分を行った。

この本件処分に対して、審査請求人は、部分公開決定された見積書について、実施機関が条例第 6 条第 1 項第 3 号に規定される「法人等情報」に該当することを理由にこれを非公開としたことに対し、法人名を公開しても当該法人に著しい不利益を与えることはないと主張する。また、本件とは別の公開請求により既に公開されている予算要求時の 3 社の見積書と、本件請求のプロポーザル実施時の 5 社の見積書で実施機関の公開の範囲が異なっていることについて説明を求めている。

したがって、当審査会は、プロポーザル実施時の 5 社の見積書の法人名を非公開としたことの妥当性、及び、3 社と 5 社の見積りで公開の範囲が異なったことの妥当性について、以下、検討する。なお、当審査会は、審査請求人が見積書の担当者氏名については公開を求めていないためこれを審査対象とはしないこととする。

2 条例第 6 条第 1 項柱書きについて

(1) 条例第 6 条第 1 項柱書きは、「実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている公文書については、当該公文書を非公開とすることができる。」と規定する。このことから、条例は、公文書公開請求された情報が条例に規定する非公開情報に該当する場合に、これを非公開とするか否かや、非公開情報に該当する情報の全部を非公開とするのか、その一部のみを非公開とするのか等について、実施機関に対して裁量権を与えていることが認められる。

(2) このことは、例えば、複数の情報が存在し、その全てを公開しない限り

個人や法人等の権利利益を害することがないような場合において、どの情報を公開し、どの情報を非公開とするかの選択を実施機関が行う場合においても、同様である。

- (3) したがって、これらの裁量権の行使が違法又は不当であるというためには、当該裁量権の行使が、社会通念に照らして著しく妥当性を欠くものでなければならない。

3 条例第6条第1項第3号該当性について

- (1) 本件処分において実施機関は、本件対象公文書に条例第6条第1項第3号に規定する非公開情報が含まれていることを理由に部分公開決定処分を行っていることから、当該規定の該当性について以下、検討を行う。

- (2) 条例第6条第1項第3号は、次のとおり規定されている。

法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)
又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等又は当該個人に著しい不利益を与えることが明らかであるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 当該法人等の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要と認められる情報

イ 当該法人等の違法又は著しく不当な行為に関する情報

ウ その他公開することが公益上必要と認められる情報

- (3) まず、本件対象公文書のうち5社の見積書（以下、「本件見積書」という。）については、「法人名や住所等の法人の特定に関する情報」、及び、「単価や人工（歩掛）等の見積額に関する情報」が記載されていることが認められる。また、後者の情報のうち、「単価及び人工（歩掛）」については、当該法人のこれまでの様々な活動により得た知識や考えに基づき算出されたものである。特に歩掛は、ひとつの作業に係る手間を数値化したも

のであり、当該法人独自の営業・販売活動、競争上の利益等に関する重要な情報にあたるといえる。

- (4) つぎに、「法人名や住所等の法人の特定に関する情報」、及び、「単価や人工（歩掛）等の見積額に関する情報」については、これらが単独で公開された場合には、そのことによって当該法人に著しい不利益を与えることが明らかであるとまではいえないが、他方で、これらの情報が同時に公開された場合には、法人が特定され、かつ、当該法人における事業活動上の利益に関する情報が明らかとなり、今後の事業活動に著しい不利益を与えることが明らかである。

したがって、これらの情報を同時に公開する場合には、当該情報は、条例第6条第1項第3号に規定する非公開情報に該当することとなる。また、前述のとおり、これらの情報のうち、いずれを「公開」とし、いずれを「非公開」とするのかについて、条例は実施機関に裁量権を付与していることが認められる。

- (5) また、当審査会に対して実施機関よりなされた口頭説明によると、実施機関は、本件公募型プロポーザルにおける提案限度額の積算根拠について説明責任を果たすことが公益上必要であることを理由に、前述の情報のうち、「単価や人工（歩掛）等の見積額に関する情報」のみを公開したことが認められる。

更に、公募型プロポーザルとは、事業者の参加を広く募集し、技術提案書や企画提案書などを審査し、企画内容や業務遂行能力等が最も優れたものを契約の候補者として、選定する随意契約の一種である。また、その提案限度額とは、プロポーザルへ参加する事業者が価格を提案する際を守るべき上限額のことである。

これらを踏まえると、提案限度額により業務の最大規模が決まることから、実施機関が、提案限度額の積算根拠となる情報を公開し、説明責任を

果たすことは社会通念上著しく妥当性を欠くとまではいえない。

- (6) したがって、本件公募型プロポーザルにおける提案限度額の積算根拠について説明責任を果たすことが公益上必要であることを理由に、「単価や人工（歩掛）等の見積額に関する情報」のみを公開したことは、社会通念上著しく妥当性を欠くとはいえず、本件処分は違法・不当とはいえない。

4 3 社の見積書と本件見積書の公開内容の違いについて

当審査会に対して実施機関よりなされた口頭説明によると、3 社の見積書と本件見積書は、それぞれの見積書を徴取した目的が異なっており、3 社の見積書は予算要求の額を決定するために徴取し、本件見積書は公募型プロポーザル実施時の提案限度額を決定するために徴取したとのことである。

前述のとおり、本件見積書については、「法人名や住所等の法人の特定に関する情報」、及び、「単価や人工（歩掛）等の見積額に関する情報」が記載されていることが認められる。また、これらの情報については、同時に両方の情報を公開すると、当該法人に著しい不利益を与えることが明らかであることが認められる。更に、このような場合において、これらの情報のうち、どちらの情報を非公開とするかについては、条例第 6 条第 1 第項柱書きに基づき、実施機関に裁量権が付与されていることが認められる。

したがって、3 社の見積書と本件見積書の公開内容が結果として異なるものであったとしても、それぞれ徴取した目的が異なっているのであるから、その実施機関に認められた裁量権の行使が社会通念上著しく妥当性を欠く場合を除き、そのことをもって不合理な取扱いであるとまではいえない。

5 結論

以上のことから、実施機関において本件請求の対象公文書を部分公開決定したことに何ら違法又は不当な点はなく、本件処分は妥当である。

したがって、当審査会は「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 付言

1 処分時の理由提示の程度について

情報公開制度は、基本的人権としての知る権利を実効的なものとし、市の説明責任を果たすことにより、市政に対する市民の理解と信頼を深めるものとして、非常に重要な役割を担う制度である。公文書の部分公開決定は一部不利益処分であり、条例第8条第3項において、「実施機関は、第6条第1項の規定により公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、請求者に対し、前項（本件部分公開決定）の書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、公開しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解されるものでなければならない」と規定している。

この理由提示の制度の趣旨は、実施機関の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにあり、理由提示に瑕疵がある場合、当該処分は違法であり、取り消すべきものとなる。また、処分時において適用した条項のみを示すだけでは、理由付記の程度としては不十分である。この点、実施機関は審査請求人へ口頭にて補足説明を行ったとのことであるが、事後に口頭にて補足説明を行うのみならず、本件処分時に決定通知書へ適切に理由を記載して、理由提示を充実させるべきである。

2 公文書の公開について

情報公開制度においては、市の実施機関の保有する情報はすべて公開することを基本原則としつつ、条例第6条第1項にて公開原則の例外として非公開とすることができる情報の範囲を定めている。

そのため、同一の事例において担当者によって公開範囲が変動することがあってはならないのはもちろんのこと、以後、同様の事例が生じた際に公開範囲が変動することもある。また、同一目的で作成・取得され

た公文書に関しては、公開範囲の基準が統一されるよう留意すべきである。

3 社の見積書と本件見積書の公開内容の違いについては、見積書を徴取した目的が違うため是認できるが、今後、同一目的で作成・取得した公文書の公開については、統一的な基準で同一の公開範囲となるよう要望する。

以上

令和 6 年 9 月 27 日

沖縄市情報公開・個人情報保護審査会 第二部会

部会長 柴 田 優 人

委員 佐渡山 美智子

委員 平 田 達 彦